

令和 7 年度帰国生徒等特別入学者選抜募集要項

鹿児島県立加治木工業高等学校

所在地 鹿児島県姶良市加治木町新富町131番地

〒899-5211 TEL(0995) 62-3166

1 実施する理由

帰国生徒及び外国人生徒（以下「帰国生徒等」という。）の進路希望に応えることにより、個性ある生徒の入学を推進し特色ある学校づくりを推進するために行う。

2 募集枠

募集定員のうち若干名とする。

3 出願資格

次の(1)～(3)の出願資格を有する者で、ア、イに掲げるいずれにも該当する帰国生徒等とする。

- (1) 令和 7 年 3 月に中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）を卒業し、又は修了（以下「卒業」と総称する。）する見込みの者

- (2) 中学校等を卒業した者

- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条に該当する者

ア 原則として、外国における在学期間が継続して 3 年以上で、帰国又は来日後 3 年以内の者

イ 保護者が県内に居住している若しくは令和 7 年 4 月 8 日までに県内に居住する予定である者又は保護者が引き続き外国に居住する場合、県内に保護者に代わる身元引受人が居住している者

4 出願期間

令和 7 年 1 月 21 日（火）から 1 月 27 日（月）正午（必着）まで

5 出願手続及び留意事項

- (1) 帰国生徒等特別入学者選抜により入学を志願する者（以下「帰国生徒等特別入学志願者」という。）は、出身中学校長を経て、本校校長に「帰国生徒等入学願書」（本校が様式 1 に基づき作成したもので、左上肩に「帰国生徒等」と朱書きされたもの）を提出しなければならない。

- (2) 出願は、1 人 1 校 1 学科に限る。

- (3) 帰国生徒等特別入学志願者は、本校の定める「帰国生徒等入学願書」及び「受検票」に必要事項を記入し、入学検定料として 2,200 円の鹿児島県の収入証紙と顔写真（縦 4 cm、横 3 cm、裏面に氏名及び中学校名を明記）1 枚を貼付する。

- (4) 出身中学校長は、本校校長に下記のすべての書類を出願期間内に提出するものとする。

ア 帰国生徒等の入学者選抜等適用申請書（様式 15、以下「適用申請書」という。）

イ 帰国生徒等入学願書（5 (1) で提出を受けたもの。顔写真 1 枚を付ける。）

ウ 調査書（様式 4-1 又は 4-2）

エ 帰国生徒等特別入学者選抜出願者総括表（様式 2-5）

※ アについて、日本に出身中学校がない場合は、中学校長の証明は不要とする。ただし、ほかに証明資料等があれば、提示すること。

※ 最終学年が外国における現地校の場合、ウについては、成績証明書又はこれに代わるものとするができる。

- (5) 特別な理由等により年間の欠席日数が30日以上の特招生徒等特別入学志願者は、自己申告書（様式20）を出身中学校長を経て、本校校長に提出することができる。
- (6) 出身中学校長は、特招生徒等特別入学志願者が身体的障害等のため受検上何らかの措置を必要とする場合は、入学願書等の提出に併せて、その旨を本校校長に申し出る。
- (7) 出願者に対しては、「特招生徒等特別入学者選抜受検票」を交付する。
- (8) 提出された「特招生徒等入学願書」に不正な記入があった場合は、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

6 選抜

選抜は、調査書等の記録と本校で実施する面接、作文等の結果を総合して行う。

なお、調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業や分散登校、出席停止等の影響で、特定の入学志願者が学習評価の内容等の記載により、また指導上参考となる諸事項等の記載が少ないことをもって、不利益を被ることはない。

(1) 面接・作文

面接・作文は、特招生徒等特別入学志願者全員に行う。

(2) 実施期日等

- ア 期 日 令和7年2月4日（火）
- イ 場 所 本校 会議室他
- ウ 時 間 午前9時から午後1時（予定）
- エ 携行品 受検票、筆記用具

7 選抜結果の通知及び発表等

- (1) 入学者選抜の結果について、出身中学校長に対し、令和7年2月10日（月）に電話により連絡するとともに、「特招生徒等特別入学者選抜結果通知書」及び「特招生徒等特別入学許可予定通知書」を送付するものとし、入学志願者への結果の通知は、出身中学校長から行うものとする。
- (2) 入学許可予定者として決定を受けた者は、令和7年2月13日（木）正午までに「入学確約書」（様式14）を本校校長宛て提出しなければならない。
- (3) 入学許可予定者は、原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。
- (4) 令和7年3月13日（木）午前11時以後、本校ならびにHPにおいて受検番号で発表する。
- (5) 合格者は入学に関する説明を行うので、3月14日（金）正午に保護者同伴のうえ、本校体育館に集合すること。
- (6) 選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続きにより出願することができる。

ア 本校の同一の学科へ志願する場合

特招生徒等特別入学者選抜受検票を、出願期間内に提出し、改めて受検票の交付を受ける。

イ 本校の受検した学科以外の学科へ志願する場合

アの手続きをとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。

ウ 本校以外へ入学を志願する場合

アの手続きをとった上で、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。

8 その他

- (1) 合格した者で自宅から通学できない者は、特別の理由がない限り原則として入寮すること。

新規入寮可能人数 20人程度

寮費 月額51,000円（令和6年度実績）

- (2) 入学願書及び受検票の郵送を希望する者は、宛名を明記した返信用封筒（切手を貼付）を同封して本校に請求すること。

9 学力検査における帰国生徒等の特例措置

(1) 特例措置の概要

一般入学者選抜を受検する帰国生徒等が、次のいずれかに該当する者である場合で、本校校長が必要と認めるときは、学力検査の際に特例措置を受けることができる。

ア 中国引揚者等生徒で、帰国後小学校4年以上の学年に編入学した者

イ 海外勤務者帰国生徒で、海外の日本人学校又は補習授業校のない地に引き続き3年以上在留し、かつ、令和5年4月1日以降に帰国した者

ウ 外国籍を有する者の子で、中学校等又はこれに準ずる学校に編入学した者

(2) 申請手続等

ア (1)の特例措置を受ける場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 出身中学校長は、原則、(1)の特例措置の必要があると認められる帰国生徒等が出願する前に、本校校長に、その旨を申し出る。

(イ) 本校校長は(ア)の申出を受けたときは、適用申請書（様式15）の提出期日について中学校長に連絡し、出身中学校長は、その期日までに適用申請書を本校校長に提出する。

(ウ) 本校校長は、出身中学校長から提出を受けた適用申請書により特例措置の適否を審査し、その結果を出身中学校長及び県教育庁高校教育課長に文書（本校校長が定める様式）により通知する。

イ ア(ア)の帰国生徒等が出願変更をした場合、本校校長は、変更先高等学校長に適用申請書を送付するものとする。

(3) 特例措置の内容

特例措置を受けた帰国生徒等の学力検査の実施に当たっては、次のとおりの措置をとるものとする。

ア 学力検査時間の延長

日程を、「国語」は25分、それ以外の教科は15分延長する。

特例措置を受けた場合の日程は、次のとおり。

			通常の試験の時間
3月5日（水）	10：00～11：15（75分間）	国語	<10:00～10:50>
	11：35～12：40（65分間）	理科	<11:10～12:00>
	13：40～14：45（65分間）	英語	<13:00～13:50>
（聞き取りテスト12分間程度を含む。）			
3月6日（木）	9：40～10：45（65分間）	社会	<9:40～10:30>
	11：05～12：10（65分間）	数学	<10:50～11:40>

イ 学力検査問題の漢字のふり仮名

学力検査問題の一部について、別に漢字ふり仮名表を準備する。

(4) 選抜方法

特例措置を受けた帰国生徒等の選抜は、調査書や学力検査、生徒から提出があった場合は自己申告書のほか、出身中学校長からの適用申請書の内容に基づく海外在住時及び帰国後の学習や生活の状況等を考慮し、総合的に行う。